

議会改革推進特別委員会

令和7年4月23日

内容

- | | | | |
|----|---|---|---------------|
| 01 | 経過報告
通年会期制導入後の審議事項と
臨時会開催の流れについて | … | 通年会期制導入検討分科会 |
| 02 | 経過報告
議会基本条例の検証(政策立案・
政策提言に関する条文)と今後
の対応案について | … | 議会基本条例等検討分科会 |
| 03 | 経過報告 | … | オンライン委員会検討分科会 |

通年議会の臨時会について、「審議すべき事項」と「開催の流れ」を検討するため、4/11に勉強会を開催し、「専決処分事項」を調査研究

通年会期制導入後の臨時会で審議すべき事項

- 機動的に議会を開くことで、これまで「179条」で専決処分されていた事項を審議できるように
- これまでの議論では、「災害の復興対策(被災者支援)」や、「緊急経済対策」などを議決事件として取り扱う
- 理事者側が要望する専決事項の内容や、180条に移行する残りの専決処分が報告議案から外れることが課題として指摘

臨時会の開催の流れ

- 審議する事項や、専決処分事項を踏まえ、臨時会の開催までの日数を検討
- 現在、臨時会の開催には、おおむね30日～40日の日数が必要
- 通年会期制移行後は、「臨時会候補日」の設定により、開催までの日数を短縮し、迅速な臨時会を開催
- 議運から臨時会までは、議案の量や内容に応じて、柔軟な日程を選択できるような制度を導入
- 委員からは、臨時会の重要性を踏まえ、もう少し迅速に開催すべき旨の意見

臨時会で審議すべき事項と専決処分事項について

通年会期制導入検討分科会

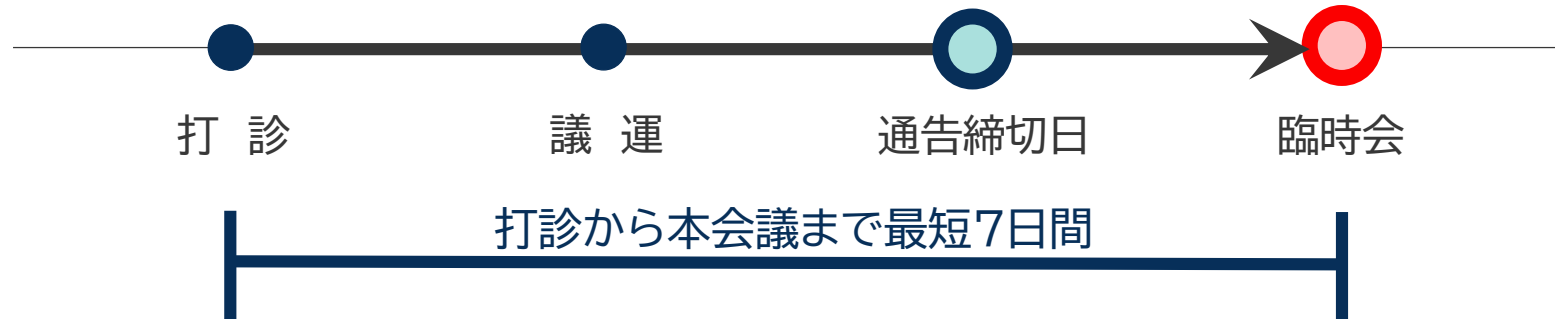
① 179条の専決事項について、議会が審議すべき事項を選択し、残りは 180条の専決処分へ区分

臨時会を開催して審議	考え方	(1) 独自事業の意思決定など、議会が主体的に判断すべき事項 (2) 緊急性が低く、機動性を高めた臨時会で審議できる事項
	個別の事項	災害の復興対策(被災者支援)、市が独自に行う緊急経済対策、緊急性のない国県等の経済対策
180条で専決処分	考え方	意思決定の余地が少なく、かつ、迅速に決定すべき事項を専決処分
	個別の事項	災害に対する応急復旧、緊急性のある国県等の経済対策、解散等の選挙費、年度末の税条例等

② 議会が専決をコントロールする手法についても新たに検討

事前の情報提供	これまでと同様、理事者側は専決処分前に議会側へ事前の情報提供を行う
事後的に所管事務調査	災害時のライフラインの復旧や、緊急経済対策など、市民の関心の高い個別具体の専決処分については、通年会期制のメリットを活かして所管事務調査を実施
基本条例で定期的見直し	専決処分事項について、4年に1度の専決処分の見直しを行い、実施状況を管理する

③ 臨時会開催の所要日数



- あらかじめ日程を確保しておく「候補日」や、原則として出席することの「申し合わせ」により迅速な開催
- 打診から、最短7日間で本会議を開催

④ 理事者側からの専決処分の要望

拡充	損害賠償(50万円⇒100万円)、規約変更(合併時のみの制限の撤廃)
追加	年度末の財源組替、法人市民税の還付、繰上充用、法令改正に伴う補正予算、法令改正に伴う条例改正

- 理事者側からは、179条の専決処分の180条への移行に合わせて、既存の180条への追加や拡充が要望
- 要望があった事項のうち、契約の変更の上限額については、今後検討
- その他、委員の意見を踏まえ、より内容を制限する方向で検討

議会基本条例の構造(政策立案・政策提言)

議会基本条例等検討分科会

目的

第1条 この条例は、市議会(以下「議会」という。)及び市議会議員(以下「議員」という。)の活動原則等の基本的事項を定めることにより、議会の活性化を図り、もって議会が市民の信託に応え、市民の福祉の向上及び公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

△ 政策立案 は福祉向上・市政発展のための具体的な手段

手段

第14条 議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、市長等に対し積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。

具体的な政策形成ツールとして、
課題調整会議・政策形成会議



手段

第18条 議会は、市民の意見及び議員等の政策提言について、議会としての対応方針を協議するため、課題調整会議を置く。

2 議会は、前項の協議に基づき、共通認識及び政策等の形成を図るため、調査検討を行う必要があると認めるときは、政策形成会議を置くことができる。

3 課題調整会議及び政策形成会議に関し必要な事項は、別に定める。

△ 能力向上・機能強化で、政策立案 を下支え

活動原則

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 政策立案及び政策提言に取り組むこと。

(5)～(8) 略

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 市政に関する必要な調査研究を行い、政策立案及び政策提言を行うよう努めること。

(4)～(7) 略

研修・事務局

第20条 議会は、議会及び議員の政策立案及び政策提言の能力を高めるため、研修を実施しなければならない。

2 議会は、前項の研修の実施に当たっては、広く各分野の専門家、市民等との研修会を行うようにするものとする。

第23条 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化を図るものとする。

政策立案・政策提言に関する議論の流れ

議会基本条例等検討分科会

基本条例の構造を踏まえ、^{14条、18条、20条、23条}政策立案・政策提言に関する条文を役割ごとに議論した上で、^{2条、3条}原理原則の条文に反映する形で議論を進めていくこととした。

14
条

18
条



議論の中心

- 課題調整会議・政策形成会議の機能の確認・明確化
- 18条3項にある「別の定め」を確認し、場合によっては基本条例への位置付け、逐条解説の修正を行う

20
条

23
条



機能強化の検討

- 政策提言における事務局の機能について意見あり
- 研修は政策提言に重要な活動だが、当市の課題を抽出し、検討する政策形成サイクルが構築されていない

2
条

3
条



原則への反映

- 議会・議員の活動原則は、活動するに当たっての指針となるもの
- 具体的な機能強化の検討後、反映の可否を含めて結論

政策立案・政策提言についての委員会での検証結果

議会基本条例等検討分科会

14条

【委員(会派)所見(要約・一部抜粋)】

- ✓ … 近年、委員会の総意による委員会代表質問を取り入れている自治体がある。政策分野ごとに具体的な政策課題(自治体政策の〈争点〉)について、委員会意思の形成と議会の機構として行政と対峙する考えがあり、当市議会でも検討してはどうか。
- ✓ … 政策提言がなぜできないのか、検討する必要はないか。
- ✓ … 積極的な政策立案及び政策提言があまり機能していないと感じる。機能するよう対策を検討
- ✓ … ここでは、理念をうたっているので修正無し。第18条で逐条解説等の修正を望む。
- ✓ … 改定の必要はないが、運用・逐条解説等の修正が必要

18条

【委員(会派)所見(要約・一部抜粋)】

- ✓ 1 … 市民意見を政策形成会議までもっていくような事はないのではないかと。
せめて会派や常任委員会での政策的なものは出して議論する事が大事でないかと思う。
- ✓ 1 … 課題調整会議や政策形成会議が全く機能していないと感じる。機能するよう対策を検討すべき
- ✓ 1 … 課題調整会議にかけられる案件は、議員からも可能なことを逐条解説で明らかにすべき
- ✓ 2 … 政策形成会議自体が開かれていないのは、機能が発揮されていないからではないか？
課題調整会議と政策形成会議の役割や連動性を実行力のある形で表記すべきではないか
- ✓ 3 … 課題調整会議と政策形成会議の位置づけ及びその機能、活用について「別に定める」とあるが、それを改めて確認し、場合によっては、条文に表記することも考えたい。



委員会(R6.9.24)での指摘をまとめると…

①政策立案・政策提言ができていない、②機能するよう、役割などを明確にすべき

政策立案・政策提言についての委員会での検証結果

議会基本条例等検討分科会

20条

【委員(会派)所見(要約・一部抜粋)】

- ✓ 1 … 議員勉強会、研修は政策提言に重要な活動の1つと考えるが、そこから議会として当市の課題を抽出し、検討する政策形成サイクルが構築されていない。運用等に追記を望む。
- ✓ 2 … 市民との研修会を実施していない。必要に応じて地域協議会の委員や各種の団体等で活動している市民の方から話を聴くことも必要ではないか。
- ✓ 3 … 第3項を追加する。「3 議会は、研修と同様の目的で視察を行うものとする。」。市民から視察の必要性に対する批判がある。条項の追加と逐条開設への加筆でその意義を示す必要がある。

23条

【委員(会派)所見(要約・一部抜粋)】

- ✓ … 事務局の機能強化を図るためには、人事において他の部局にはない特別な配慮が必要
- ✓ … 議会人事は議長の権限にあるが、果たして機能強化に活かされているか疑問があり、議会事務局人事の在り方をしっかり方向性をもつ必要があるのではないか。
- ✓ … 議会事務局の機能強化については、逐条解説も含め、抽象的である。議会事務局職員として雇用し、育成していくしくみをつくること、そのため必要であれば、自治体議会の連合体としての取り組みを進めること、等について議論を進めるべきである。
- ✓ … 「チーム議会」という考え方が取手市始め多くの議会で定着している。特に政策提言における議員と事務局の協働は必須であり、その点未だ遅れていると言わざるを得ない。



研修、事務局についての指摘もあった。

主な指摘としては、①視察についても研修の意義を明確化すべき、②議会事務局の職員採用や他の議会との連合体としての取組を検討すべき、③チーム議会の取組を進めるべき など

政策立案・政策提言についての分科会での検討

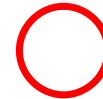
議会基本条例等検討分科会

分科会は、委員会での検証結果を踏まえ、課題に対する解決策と条例、規定などの改正の要否について議論を行った。

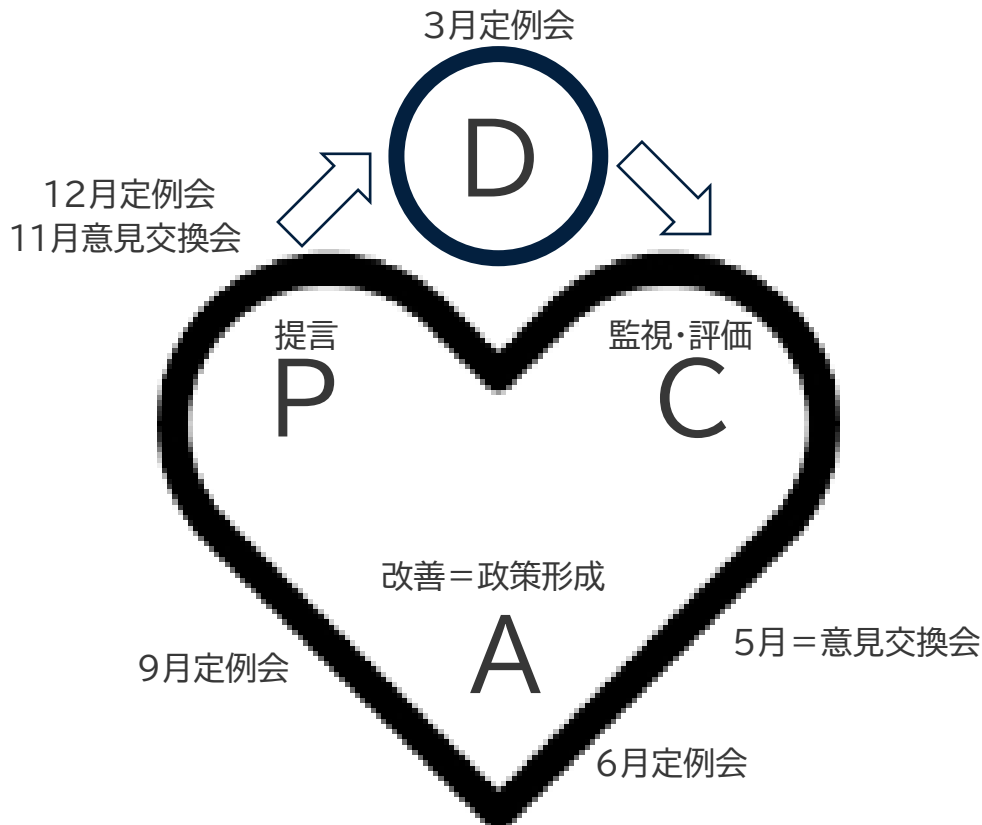
14条
・
18条

基本条例の改正

逐条解説の修正



提言の実施



- 議会には、課題調整会議・政策形成会議を中心とした「政策形成サイクル」の仕組みがあるが知られていない。議会としての政策提言のための機能を確認し、明示する必要がある。
- 議会基本条例の政策立案・政策提言は、「政策形成サイクル」であり、今後、新たな「政策サイクル」を作っていく必要がある。
- 政策形成サイクルとは条例の制定や政策提言に向けた政策立案のサイクルをいい、政策サイクルとは行政の執行に合わせた政策実現のサイクルをいう。

政策立案・政策提言についての分科会での検討

議会基本条例等検討分科会

分科会は、委員会での検証結果を踏まえ、課題に対する解決策と条例、規定などの改正の要否について議論を行った。

20
条

基本条例の改正

逐条解説の修正



提言の実施

- 「視察で得た知見によって、市に提言すべきものがあれば提言を行う努力をする」と「研修会と同様の目的で視察を行うものとする」旨を、条例の逐条解説に加筆修正をする。

23
条

基本条例の改正

逐条解説の修正

提言の実施

- 議長が議会事務局の組織を編成するなど、議会が主導的に組織編成をすべきで、議会事務局人事のあり方についてしっかり方向性を持つ必要がある。
- 議長が議会改革特別委員会の設置や、改革担当職員を置くなどの取組を行ったことから、今後も取組を継続し、条例の改正等は見送る。